

イベント開催時のチェックリスト

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。		
イベント名	第 16 回下関市芸術文化祭		
出演者・チーム等	主催：下関市、下関市教育委員会、（公財）下関市文化振興財団財団 共催：下関市文化連合会 企画・運営：下関市芸術文化祭運営委員会 ※多数のため収まらない場合は、別途、一覧を添付		
開催日時	令和 4 年 10 月 29 日 ~ ※別途、チラシのとおり		
開催会場	※別添チラシのとおり		
会場所在地			
主催者	下関市、下関市教育委員会、（公財）下関市文化振興財団財団		
主催者所在地	下関市南部町 1-1 下関市文化振興課		
主催者連絡先	(電話番号) 083-231-4691	(メールアドレス) ksbunkas@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	
収容率(上限)	<input checked="" type="checkbox"/> 100% (大声なし) <input type="checkbox"/> 50% (大声なし・大声あり)	(※) 人と人が触れ合わない程度の間隔 十分な人ととの間隔 (できるだけ 2 m、最低 1 m)	
収容人数			
参加人数	美術展 2,400 人、舞台芸術部門 2,900 人、生活文化展 500 人 (令和 3 年度実績により算出)		
その他特記事項	大声での会話はご遠慮いただき旨の呼びかけ等を行う。		

(※) 大声の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要

①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底



【大声なしの場合】

飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、大声（※）を出さないこと（「大声あり」のイベントの場合は除く。）や適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用を周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。

（※）大声の定義は「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】

「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

②手洗、手指・施設消毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。



主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③換気の徹底



機械換気による常時換気又は窓開け換気。

④来場者間の密集回避



入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保。

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時
必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベン
トごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要

⑤飲食の制 限

- 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感
染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感
染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食
専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可
否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等
を防ぐ対策を検討）。

⑥出演者等 の感染対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する
者）は出演・練習を控えるなど日常から出演
者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出
する出演者やスタッフ等の関係者間での感染
リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・
休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講
じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）。

⑦参加者の 把握・管理 等

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やア
プリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症
状）等を理由に入場できなかつた際の払戻し
措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施等イベント前後の感染防止
の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定
されている場合）を遵守すること。